

# 第8回佐用町議会〔臨時〕会議録（第1日）

平成18年7月31日（月曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席	事務局 長	岡 本 一 良	事務局 副 局 長	谷 村 忠 則
職員職氏名	書	記		
説明のため 出席した者 の職氏名 (6名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	建 設 課 長	野 村 正 明	ま ち づ く り 課 長	南 上 透
欠席者 (0名)				
早退者 (0名)				
議事日程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名  
日程第 2 . 会期の決定の件  
日程第 3 . 議案第 153 号 町道路線の認定について  
日程第 4 . 議案第 154 号 工事請負契約の締結について
- 

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。開会にあたり一言御あいさつ申し上げます、本日ここに第 8 回佐用町議会臨時会が召集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いで御参集賜り誠にありがとうございます。今年の梅雨におきましては当初空梅雨かなと思って追ったわけですが、後半に入りまして集中豪雨がございまして、昨日梅雨明けがしたようでございますけれども、この梅雨明けこない遅い様な年は非常に少ないようでございます。特に今回の水害につきましては倒木のした後の状況の山崩れ、非常に多く見かけました、これから 9 月に向けて台風の時期に入るわけですが、その倒木の処理した、そうした木が河川に流れてきて、被害が大きくなるように町当局におかれましては充分調査の上、ひとつ頑張り頂きまして住民の被害の少ないように全力を尽くしていただきたいなあと考えております。さて今期臨時議会に付議されている案件は町道路線の認定について 1 件、工事請負契約の締結について 1 件が提出されております、何卒議員各位には御清栄を賜りこれからの諸般につきまして、慎重なる御審議を賜りますよう適切妥当なる結論を得られますようお願いをし、開会の挨拶といたします。

---

議長（西岡 正君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 8 回佐用町議会臨時議会を開催いたします、なお今期臨時議会のため地方自治法第 121 条の規定により出席を求めた者は町長、助役、建設課長、総務課長、財政課長でございます、これより本日の会議を開きます、直ちに日程に入ります、

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名でございます、会議録署名議員は会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします、5 番笹田鈴香君、6 番金谷英志君以上兩名をお願いをいたします。続いて日程第 2

---

### 日程第 2 . 会期の決定の件

議長（西岡 正君） 日程第 2 会期の決定の件を議題といたします、お諮りいたします今期臨時会の会期は本日 7 月 31 日の 1 日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます、よって今期臨時会の会期は本日 1 日限り  
と決定いたしました。

---

日程第 3 . 議案第 153 号 町道路線の認定について

議長（西岡 正君） 日程第 3 です、なおここで予め申上げておきますが、議案書は予  
定の案件として前もって配布いたしております、熟読のことと思いますので会議の  
進行上以後の議案朗読を省略したいと思いますのですがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 御異議なしと認めます。よってそうのように決しました、議案第  
153 号町道路線の認定についてを議題といたします、提案に対する当局の説明を求  
めます、町長庵逄典章君

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） 皆さんおはようございます、どうも早朝からご苦労様さまで、  
本当に長かった梅雨もようやく明けました、これからまたしばらく暑い夏本番とい  
うことで、皆さん方にも大変お疲れのことと思いますけど、今日は臨時議会とうい  
ことで 2 件の案件を提案させていただきます、また其の後今議長のお話がありまし  
た災害等についての状況また連絡事項ということであとしばらく時間をとっていた  
だきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。そ  
れでは提案させていただきました議案について御説明申し上げます。ただ今上程いた  
だきました議案第 153 号町道路線の認定につきまして御説明を申し上げます、この度  
平成 17 年度繰越事業として実施してございました道路、新設改良事業佐用町上月字  
新田国道 179 号から上月小中学校金屋集落へ通じる路線延長 313.5m、幅員 5 m ~  
22.5m の路線が完成いたしましたので供用開始するため道路法第 8 条第 2 項の規定  
により町道認定の議会の議決をお願いするものでございます、ご承認賜りますよう  
にお願い申し上げ提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました、これより本案に  
ついて質疑に入ります、質疑のある方

〔松尾君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 7 番松尾議員

7 番（松尾文雄君） まずグラウンドの中にある町道があるかと思うんですけども、これは  
未だ町道のままですね、それともう一点国道からグラウンドに突き当たっているこ

れまでの町道、そういった部分はどうなるのか、今現在は町道かと思うんですが。

議長（西岡 正君） はい、町長

町長（庵逄典章君） 旧のそれぞれ学校の方に通ずる道路、これは町道で町道認定を受けております、グラウンド内の通っております横断しております道路につきましては今現在工事、今後の敷地を一体化するために先般工事の発注をいたしまして現在においてはこの道路は工事中ということで、一部通れなくなっておりますただ 179 号からグラウンドを横断する道路まで、これはずっと途中で道路と交差しておりますけれども、其の道路を交差しながら一本の道路としてあるわけですし、今後グラウンド内の道路につきましては其の部分、一部を認定から廃止すると言う形を取らしていただきます、現在其の工事をしているということで御理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。7 番松尾議員

7 番（松尾文雄君） 工事をしている、何の工事をしているわけ。

議長（西岡 正君） はい、町長

町長（庵逄典章君） 学校の整備の中で中学校のここは、昔の敷地であったところですけども、今後小学校の運動場を含めた学校用地として一体化するための工事です、この学校の下を通っております町道の、これ横原線というんですか、この道路につきましても今現在工事をしていますけど、横原線の道路工事それから敷地、一体化するための旧道を含めた道路、ここんところ埋め立てして、敷地を一つにする工事を発注しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。7 番松尾議員

7 番（松尾文雄君） 町道認定したまま工事を言うのは、これは宜しくないですわな。当然一体化するとなれば、其の前に廃止をしないと、町道をそのままある中で工事を進めていっているというのは、これは有り得へん、やってはいかん方法やと思うんやね、当然町道を改修して一体化するということになればその町道そのものを廃止、まずやらないかんのちがうんかな、違法もええとこと違うんかな、やったら絶対駄目ですよ、順序が絶対違いますよ。

議長（西岡 正君） はい、町長

町長（庵逄典章君） こういうふうに色々全体のある程度この周辺整備も含めた一体化する事業です、其の中に道路が横断しているということで、それも一部、全体路線を全部廃止するんじゃなくて、当然敷地内になる部分だけを今後手続き的には廃止の手続きを取らしていただくと言う形になります。道路内を色々工事するにおいても、当然交通事故とかいろんな問題でこれは道路認定を受けておかないと問題があるということなんですけども、今回の工事につきましてはそういうことをきっちと、道路の工事として安全確保しながら工事を行っておりますのでこれは 9 月の議会においてこの工事が完成すれば一部の路線の変更という形で提案させていただきます

たいふうに思っておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。7番松尾議員

7番（松尾文雄君） 完成してからというのはあかん思いますなあ、廃止路線の部分が議会で否決されたら元にも戻さんなんですよ、安易に通るといふ考えであるけども、順序が絶対違いますよ、総合的な計画するといふのはええけど、やっぱり其の前に今言うこの度提案されとる町道が出来たと、それと差換えやといふことになれば同時に提案すべきであって、提案もしてない廃止もしてないのに関わらず早工事がかかっているといふのはこれは絶対に駄目です、やはり廃止届けをきっちりして其の中で工事していく、9月の定例会でこれを廃止を提案される言うけども議員のもんが全て駄目ですと言われたら元に戻します、戻さなあけへんよ、其の責任誰がとるんや、物事順序があるかと思ひます、これは良くないと思ひます、工事を早速やっているとといふのは、議会を通るだろといふ格好で一方的に進めている話です。そういう話を聞く中で議会も安易に認めるわけにいきませんよ、勝手に工事進めている。

議長（西岡 正君） はい、町長

町長（庵逄典章君） 議員のお話の、手続きの順番といふ事ですけども、確かに今までの中でも道路等につきましては完成して道路認定を頂くといふことになります、新設道路だけでなく改良工事等もあり一部それが路線がそこで迂回したり新しくなるといふ所も、当然今までもあったと思ひます、そういう場合でも基本的には完成してその道路に対して供用開始前に認定を頂くといふ手続きを取っていったと思ひますが、確かに今回の場合ですな中学校の改築に伴う一体の周辺整備も含めた学校用地の整備も含めた工事になっております、この一連の工事全体をきちっと事前に出るだけ早く手続きをとって進めるべきだったと思ひますけども、それぞれ道路また敷地担当課もそれぞれ違ふといふなかで進めてきたといふ経緯もございます、実質敷地内の道路といふことでその分については建設課の工事じゃなくて担当としては教育委員会の学校事業としてしてしております、完成すればその部分を廃止していただくといふ手続きを取らして、建設課としては取らしていただきたい、今後は充分その辺の手続きは、順番について慎重にさしていただきますけれども現在そういう状況に既になっておりますので御理解いただいてご承認いただきますようによろしくお願ひします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか、21番鍋島

21番（鍋島裕文君） 関連でお伺ひします、全体の工事は複雑な中でやったとしてもやっぱり松尾議員の指摘は非常に重要な指摘だと思ひます、当局は明確にしなければいけないと思ひますね、町道を行政財産処分をなにもせず一連の工事の中に町道を破壊する潰すといふことですからそういう手続きは行政財産処分としては問題がある、そういった点でまず伺ひたいのは財政課長、このような町道を潰すといふようなことは財政課からみて非常に問題が違法だと思ひますがその当たりの見解いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 誠に申し訳ございませんが、町道の関係財産では建設課の方で管理をしていただいておりますので財政課の方では町道の関係一切持っていないというのが現状でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） 当局に見解を聞きたいんですが、担当課長や町長に。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 鍋島議員の質問につきましては、先程松尾議員とも関連するんですけども基本的には町道を廃止して代替機能としての新設の認定につきましては当然同一議会でご承認いただくというのが筋かと思えます、この点につきましては私どもの 17 年度の繰越という部分で皆さん方に予算措置いただきながら御迷惑かけたということにつきまして謝りたいと思えます。そういった状況の中であえて町道認定として皆さん方に御願ひした経過といたしましては、新しく上月本線がもう既に完成をいたしました、これにつきましては当然今は夏休みでございますけど 2 学期から 9 月からもう 2 学期が始まります教育委員会の関連で小学生の通学路の変更という措置がございましたので 9 月まで待っているとそこ等当たりの軋轢ができるということがございました、認定の方を先に進行させていただいたということがございました、それとまったく私どもの勝手でございますけども廃止につきましては中学校線が国道から横原線をダブル認定しまして敷地の中を通過してまた中学校の登下校の方にタッチしていると複雑な要素がございましたので、これにつきましてはただ今御指摘の教育委員会の事業が完全なものとして見えてきてから成立する方が妥当かなというふうな勝手な解釈をさせていただいたところであります、鍋島議員の財産部分の関係につきましては甘い考え方だったかも分かりませんが町有地であるという部分の中で甘く考えておったということでございます。調整不足だったかないうふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、21 番鍋島議員

21 番（鍋島裕文君） それだけ明確になったんだったら工事は発注されて行われていましてですけども早急に廃止をすべきだと、それと後当局の責任も明確にすべき、いうふうに思うんですが如何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長

町長（庵逄典章君） 道路を廃止して財産として学校用地として、しなきゃいけないということで道路から学校用地という手続き、そういうことも含めて早急に手続きを取るよう指示をいたします、道路の変更認定につきましては今回そういうことで後先になってしまいましたけども、この部分につきましては出来るだけ早い議案に提案させていただいてお願いするということでよろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、21 番鍋島議員

21 番（鍋島裕文君） 町道路線の認定との関連で、今の答弁わかりました。この事業は旧上月町時代に中学校の新築移転に伴って新設された道路、この道路と横原線で附帯工事含めて約3億円かかっただけですね、過疎対策事業で事業採択されてるわけで、莫大な資金が投入された道路であります勿論子どもの通学路の安全等そういったこと加味されたという点で正解だった経過もあるわけでそれで具体的な話旧上月町の議員はこの道路が何処に通じるかがわかるんですが現状からしてこの道路がどう行けば小学校に行き、どう中学校に行くか分からないというそう言った声が出てます、3億円から投入した工事ですから当然これは案内標識等きっちりとされるよう計画になっていると思うんですけども、なっているのかどうか、なっていないのなら早急に案内標識等付けなければ非常に混乱をきたすのではないかと、そのあたりいかかでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長

建設課長（野村正明君） 当然町道の管理は私どもでございますので道路標識等については私どもで抜かりの無いようにいたしますし或いは教育委員会等の関連もあるでしょうから調整して連携取りながら事務を進めていきたいと思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか、12 番大下議員

12 番（大下吉三郎君） この件については我々上月町議会において段階では、承認をし全ての内容を熟知して工事を進めていたわけですが現状に今言われるような松尾氏の言うことが妥当かも、ルールとしては、但しながら7月20日までは小学校の通学路として一部分使っておったということなんです、その辺りについて廃止をしながら子どもを通すということは如何なものかなということが、まず第一点あります基本的に、その新道と旧道の二つということに色々問題があるとしても、工事期間中における工事の安全また子どもの通学路と進入路という形については今、現状を見ていないのではっきり言えないんですけども、20日までは進入路塞いで通学路を塞いで工事をしておったと言う事はありえないことです、したがってこの辺の若干の事務的なことまた学校の現状子どもが帰っておる現状からして止む得なかったのかという懸念もいたしております、いずれにしてもいま夏休みですから子どもがいないということで新学期始まれば当然新しい方からの進入と、門が設置されてこの図面上から入っていくようになり、この旧の町道についてはおそらく工事が始まるだろうとこのように想像しております、いずれにいたしましても私ちょっと現状を把握しておりませんので言えませんが経過をたどるとこのようなことは止む得なかったのかということで私は理解していた。

議長（西岡 正君） はい、答弁は。

12 番（大下吉三郎君） いりません

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、他に高木議員

10 番（高木照雄君） 少し 10 月にこの現場を廻りまたこの前課長と産建委員会で廻らせていただきましてこの、字の横原線は中学校と小学校と二分してある町道であるように思いますところが今度この上月本線におきましてはテニスコートと運動場の中を学校の校舎、敷地の中を町道が通つとということに対してちょっとおかしんじゃないかと思うんですけどその点お聞きしたい。

議長（西岡 正君） はい、町長

町長（庵逄典章君） 町道ですね、目的が学校に行くだけの道路であれば侵入しやすい所で止めて後敷地内、学校敷地内に色んな施設、テニスコートや運動場そういうものが分断されないように一体的な敷地を確保する言うのが環境として、教育環境として安全の面からも一番好ましいでないかというふうには思うんですけども、この道路を計画するときに町道として学校通学だけじゃなくて後奥の金屋集落とかそういうところとの町道利用ということも含めて、この周辺の他の民有地なんかの使用も含めて計画されたのではないかなと思うわけです、このテニスコートは中学校の旧中学校でのテニスコートだったと聞いておりますし、現在もクラブ活動として使っているようです、あと利用については交通量も非常にそんなに大きい交通量があるところでないんで注意をきちっと学校の方でも指示しながら利用していただきたいなあとと思います、かなり広い区域小学校中学校が有る所を移転改築に伴い周辺整備という形で道路も計画されおりますのでその点は現段階においては仕方ないということではないかというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、10 番高木議員

10 番（高木照雄君） しかけた物に対して、どうこう言うんじゃないですけど、もしか町道で、敷地内でももしか子どもが事故でもありますと又父兄の方からとやかく言われると思いますので標識とか色んなものをきちっとしていただいて事故の無いようをお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁よろしいね。

10 番（高木照雄君） 結構です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 先程の鍋島議員にも関連するかと思うんですが、全体的にみて学校周辺が土地感覚というか判りづらいものになってるわけですが、運動場の横の左、図面でみると左側にも小学校の駐車場があると思うんですが、新しい町道で行き止

まりになってる、あたりには何台くらい止めれる駐車される場所がありますか。何台位止めれますか、駐車場には。

議長（西岡 正君） はい、わかりますか、町長。

町長（庵逄典章君） 未だ整備中ということで、将来の駐車場確保等については今後土地利用のなかで、そこまで計画を当初されておりませんので確保していかなければいけないと思っております。現段階では学校の裏とかに職員の駐車場とか一部一般の人の駐車場のできる場所、スペースもありますけどもそこまで何台きちっと台数をきちっと言いなさいと言われても私は今わかりません。

議長（西岡 正君） はい、5 番笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 今回合併をして催しものというか、現在この間うちから始めておりますパソコン教室などで行かれる人が迷子に、迷子言うたらおかしいんですが車を止める場所が分からないということで中学校と小学校との区別も分かり難い状態なんです、地理的とか図面でみても分かり難いと思うんですが特に今回広く範囲が広がったわけで各、旧他町から来る人があってそれと共に現実に上月の人でも分からないということだったんです、そういった催しものがある時に、新しい道路ということで色んな案内をされる時は地図を是非付けて案内をしていただきたいと思いますがどうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください、町長。

町長（庵逄典章君） 分かり易いように学校の方が、事業されたり町がする時にはそういう案内はするように配慮はしなければいけないと思えますけれど駐車場等についても当然こういう施設がありますと確保していかなければ非常に利用者にとって不便になります、道路は完成しておりますけどもそれに伴う残地的な色んな土地が、残地というような形で残っているところも有るわけでその辺も今後全然整備計画、どの様に利用していくかということも計画がされておられません、小学校におきましても体育館の老朽化で来年度体育館の建設も移転もしなければいけないということも有りますし本校舎自体もこれも耐震診断も未だされておられません早く耐震診断をして補強もしなければいけない、整備をしなければいけない段階です、いま有ります敷地を有効活用するような計画も一体的にするように教育委員会に指示もしておりますし、そういうことをしなきゃいけないということで考えております、今後しばらくは時間がかかると思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか、20 番吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 通学路と言う件からお尋ねをしたいですけども、新道ができて先程の説明の中で 2 学期から通学路を新道に変更するために認定を先にとという結局町道の旧道の廃止をしないまま新道の認定をする理由としてそういう説明がありましたけれども、現在旧の通学路は工事中ということでありましたら夏休みの間も子

ども達は学校にプールとか出校日とかで行くわけですけどもその間の通学路というのは新道は未だ認定されてないまま使用するという形になるわけですか、教育委員会が通学路として認定をする前から使用するという形になるんですか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 勝手な思いもあるんですけど、本日議決を頂くならば今日付けで供用開始の告示をいたしたいと思っていますし、その旨教育委員会の方には御連絡調整をしております今日現在どの道をお子さんたちが通っているか恥ずかしい話なんですけど、私承知しておりませんが恐らく道が出来ていますんでこの赤い提案しているところを通っている可能性も無いとは言えないと思います。そういったことが長引くと危険でございますんで早急に認定を頂きたかったということが一つ思いがあるわけでございます。

議長（西岡 正君） はい、20番吉井議員。

20番（吉井秀美君） その事故も問題もありますし学校としては通学路という指定をするわけですからその辺が曖昧なまま新しい道が出来ているから使用させているかもしれないと、旧の方の道は工事中だから使えないという形はよろしくないと思うんですけども、そのへんはどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 学校の方で工事中等につきましては色々と学校見ていただいてその中で可能な形で対応していただくということです、この道路も進入路ここだけしか通れないんじゃないかと、旧道の所から入って行って体育館側プール側の方から上がれる所があります、そういうところを上げて通学をしていると、プール等には行けるとなっております、学校としてはその辺は適時現場の状況見て指示をいただいていると思っております。安全については十分に注意をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか、20番吉井議員。

20番（吉井秀美君） それでは建設課長が説明されておりました2学期から通学路の変更という形で認定を先にするんだという説明は建設課長がそういうふうに思われているということで実際学校現場では通学路として指定するのが2学期というようなことでないということですか、可も知れないということですね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから2学期からはそちらから正門の方には学校のメインの道路としては入るようになりますけども学校の方にはプールとか夏休み中に行く道路につきましては他のところから上がれるような、入っていけるような通路があるますからそういう所を今現在私は通っていると思っております。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

4 番（岡本義次君） 関連として最終的にこの認定された道路が工事費がいくらであったんか、買収費いくら合計なんぼかと言うんと、小中学校の工事引っ付ける工事やってますけどこの工事が工事費と工期が、もし何時までか分かっておれば。

議長（西岡 正君） はい、分かりますか、建設課長

建設課長（野村正明君） 本事業につきましては 16、17 でやっておりまして用地費込みで約 1 億 5 千万程だったと思います、先程何方かが約 3 億とおっしゃいましたけどそれは横原線の道路改良も入れてでございます、上月本線については 1 億 5 千万前後でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいです。

4 番（岡本義次君） 買収費含めてね、それから小学校と中学校を合体さしとう工事は、工期と工事費は。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 事業費は取りあえず 500 万ちょっとだったと思っております、工事は出来るだけ夏休み中に主だった粗工事をして後実際には運動場等につきましては何処まで最終的な運動場の整備までは入っておりませんので取り合えず掘割になっている所を埋めて危険の無いような形にするという工事で出来るだけこの夏休み期間中に粗方の工事を終えるように指示をしています。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、他に、7 番松尾議員。

7 番（松尾文雄君） もう一点確認するんですけども、グラウンドの下側ありますよね、それからずっと金屋の方に抜けていますよね、あれは何線と言うたかね、あれも町道ですよ、

議長（西岡 正君） はい、建設課長

建設課長（野村正明君） 町道横原線です。

議長（西岡 正君） はい、他にありませんか。

〔質疑なし と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします、これより本案について討論に入ります、討論ございますか、

〔松尾君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、7番松尾議員

7番（松尾文雄君） 議案第153号町道路線の認定について反対いたします、この度の町道認定は確かに新設ということで、道そのものには問題ないかと思えます、あえて教育施設の中を二分するような形で町道認定にする必要がないかと思えます、先程も聞きましたように町道横原線が現実同じ金屋に行く道がありますそういった同じ路線の目的地のあるところを丁度二つも必要ないというふうに思っています、この度の町道認定は国道から学校までの部分を町道認定すればいいわけであってそれから先教育施設の中に行っているのは登校路として安全な道を確保するという形で残していく方がいいのかなと教育施設は安全なところで無ければいけないと思えます、これを町道認定することによって一般車両が多数通行することになり子供たちの安全性に問題があるかと思えますのでこの度の町道認定については反対します。

議長（西岡 正君） はい、反対討論がございました、賛成の討論ございますか。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員

21番（鍋島裕文君） 賛成討論をいたします、町道の旧道の廃止をせずに処分をして工事を進める、このこと自体は当局に厳しい反省と責任ある対処をまず求めます、しかし上月本線の認定につきましては一つはこれは過疎対策事業として事業採択された町道新設事業でありますそういう経過からして町道が出来て町道認定しないというのはその点では問題が一つ起きるといふこと、2点目に当然町道路線と認定して交通事故等のきっちとした道路法に基づく対応は通学路としての対応は必要となってきますそういった点から町道路線の認定はやはりすべきだといふように賛成討論いたします。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員

17番（山田弘治） 本議案について賛成の立場から討論させていただきます、この路線は中学校を金屋地内に建設する際に金屋部落との約束事でもあります、したがって私はこれをなんら反対する理由は有りません、そういう立場から本議案については賛成をいたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございませんか。

〔討論なし と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですから、これで本案についての討論を終結いたします、

これより本案について採決にはいりません。議案第 153 号町道路線の認定について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立 多数〕

議長（西岡 正君） 起立多数であります、よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 4 議案第 154 号 工事請負契約の締結について

議長（西岡 正君） 日程第 4、議案第 154 号工事請負契約の締結についてを議題といたします、提案に対する当局の説明を求めます、町長庵逄典章君

町長（庵逄典章君） それではただ今提案いただきました議案第 154 号工事請負契約の締結につきまして提案の御説明を申し上げます、町道原円光寺線平谷橋は櫛田地区内の原集落と平谷集落と連絡する主要橋梁であります、平成 16 年発生 of 台風 21 号被災による災害査定決定に伴う平成 16 年度災害復旧事業と既設橋梁全体の老朽化対策として採択された地方道路整備臨時交付金事業との合併施工工事として整備を図っているところであります、施工事業として整備を図っているところでございます、平成 17 年度に於いては取合護岸工、旧橋撤去工、取付道路及び仮設道路工含む下部橋脚工事を議会の議決を頂いて 8,000 千円で終了したところであります。この度平成 17 年度繰越額と平成 18 年度事業費とで右岸取付道路を含む上部工事を発注するにあたり公募型指名競争入札に付した結果、消費税込み 1,300,200,000 円で神戸市中央区海岸通 6 番地株式会社富士ピー・エス神戸営業所所長横山修が落札されました契約に先立ち地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町条例第 47 号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議会の議決が必要でございますご承認を賜りますようお願いを申し上げ提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりましたこれより本案について質疑にはいりません、質疑のある方発言願います。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、2 番新田議員

2 番（新田俊一） この富士ピーエスが落札されたとなっているんですけども、この時の公募型の業者に、メーカーは全て橋梁メーカーであるんですか、ちょっとその辺を聞きたい。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います、財政課長

財政課長（小河正文） 全てメーカーと言いますか、専門の業者でございます。

議長（西岡 正君） はい、新田議員

2 番（新田俊一） もう一点お伺いしたんですが、この橋梁メーカーは人も自分とこの人もおり重機も持ち型枠も持ちして、その場でフル装備で全部ピーエスさんがやられるんですか、それとも足りないとはリースしたりまた下請けをつこうてやられるんですか、その辺のとこちょっと聞きたい。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） こういう特殊工事いいますか、プレキャストセグメント橋梁工事ですね現場施工の場合と工場施工で持ってきて架ける場合もございませけれどもどっちにしても公募型をする場合の公募条件としてそういう事業をこれまで経験してきた実績のある業者と営業所を県内に持っているとか、条件を付けて公募をしております、その条件に合う合致する応募として 9 社が応募してきてその審査の結果 9 社に指名したということになります、工事につきましては現地で当然富士ピーエスの監理の下に、工事の会社の関連会社を使ったり下請け業者を使われることも当然あると思いますけれども、当然富士ピーエスが元請として施工するという形になります。

議長（西岡 正君） はい、2 番新田議員

2 番（新田俊一） 先だっの委員会の時だったと思います、助役さんから舗装工事なんかでもフル装備でないと絶対に指名に入れないというような話があったわけなんですけれど、こういうことは大手メーカーにはゼネコンがやられる場合にはフル装備じゃなくてもええ訳なんですか。ただ地元の佐用町の業者だけがフル装備でなければあかんのですか、

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） フル装備というところがどこまで色々な機械今色々な特殊機械もありますし一般機械もあります、こういう橋梁メーカーとういのは当然自分とかが橋梁のプレキャストセグメントをもって作っているということが前提です、現地におきましては当然又現地にあった形で色々施工については地元業者なりまた関連業者を使ってされるということになると思うんですけども、舗装等につきましては舗装についても多様な広い道路舗装するそういう大きな舗装機械が持ってやっているとと小さな農道的な舗装なんかについてはそういう機械が使えない手で舗装するような場合もあると思います、そういう舗装とは工事の内容がまず違ういうふうに思うんですけども基本的には事業としてフル装備をもって一般的な舗装を行う為には基本的な機械設備装備は所有して実際に行っているということを基本、考えているということです。

議長（西岡 正君） はい、もう一度、2 番新田議員

2 番（新田俊一） こっちの赤いところがこれ多分今度工事されるところと思うんですけども、ここについてもやはり舗装とか掘削とか色々ついて廻るんじゃないかと思うんですが、勿論 PC なんか桁で現地で大体拵えてそこで作って移動させ桁を架けると

いう状況になるじゃないかと思う、今までの三日月なんかで発注された場合でも全てが2人か3人監督さんが来ておるだけで殆どが地元業者がやっている、仕事はね、そういうふうな状況が多く見かけられた訳でピーエス富士さんなんかだったら舗装の機械とかそういった恐らく来てやっていないと思う、道路については別発注なんか出来訳なんですか。助役さんおっしゃったように地元業者育成のために、なんぼかの装備があれば舗装工事なんかに入札にいれてやろうとまたこういうことであれば、部分発注でもして地元でやらしたろうかと言う考え無い訳なんですか。フル装備言うことになればずっと仕事があれば非常に便利、言い訳なんですけども一年に一つか二つできないのにそれでフル装備無いさかいに他の業者入れなかったと、ちょっとこういう入札の仕方考えたら腑に落ちないと思うんですけど、如何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください、町長。

町長（庵逄典章君） 橋梁工事の主はどういう工事かということで発注をして、それに取り合いがりますのでどうしてもこういう場合には一体的な事業として発注し、一部舗装等も当然橋の上の舗装もありますから一体的に舗装をしていくという形でこの部分については発注するのが一番妥当ではないかと思えます、出来るだけ道路改良等に伴いまして舗装等分離できるものは分離するような形で出来るところはそういう発注の仕方も考えていかなければいけない、確かにフル装備というんですかね大きな何千万もするような機械そろえて一年に一回の工事に備えるわけに行きません、そういうことを専門にやってる業者さんもあるわけですからそういう中で全く舗装する装備が無い中で舗装だけを発注するのに当たって装備がなくても地元業者ということで指名をするということは若干如何なものかと思えます、一体的な工事として土木工事に伴う一緒に舗装工事までしなきゃいけないとそういう工事の部分については一体的な工事として逆に一緒に発注するということも、当然あると思っています。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ちょっとしばらく待ってください。鍋島議員

21番（鍋島裕文君） 契約の方法として公募型指名競争入札というふうになっておるわけですけども、確認したいんですが先日の20日に連絡会で町長は平谷橋は制限付一般競争入札という報告をされているわけですが、これは単なる勘違いかそれとの何か意図があったのか、その点を確認したい。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 言葉の使い方では同じように思っただけですが、公募とは当然町がしますから公募です、制限付です当然、制限付の一般競争入札というのは公募型の指名競争入札というのと、制限付、制限といまさっき言いましたように色々な条件、経験があり、ある程度点数と満たしているところ経審の、兵庫県内に営業所なりきっちと持っているところそうところを制限付けているわけで、これは制限付一般競争入札でございます。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 公募型指名競争入札イコール制限付一般競争入札とされている、例えば今回の場合公募型でいろんな条件の中で町に指名願いを出している業者、兵庫県内に本店支店の業者というような応募資格もあります他に総合評点 1000 点以上とか当然一般競争入札も制限付であり得るわけだけでも、制限付一般指名競争入札という場合は、指名願いを出していなくても他の条件が合えば入札に参加できるというふうに考えられる、それが制限付一般競争入札であり公募型指名競争入札で言うは今言った指名願いやらなにやら条件なるし例え応募しても指名ですから場合によっては条件クリアしても却下できると言うのが公募型指名競争入札というふうに、ある程度厳格な違いがあると思うんです、今回の場合も指名願い出してなくても兵庫県内に本店支店がなかったら参加させるというのであれば一般競争入札ですから、制限付のこれでやった方が良りベターな入札が出来たんじゃないかと感じるわけですけど、町長は公募型指名競争、入札制限付一般競争入札はイコールだというふうに考えておられるのか、その辺り確認したい。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） イコールと言いますか、同じことだと言うことで考えておりますけれど。制限付ということは当然出していただいて条件に合致するかどうかを見て、それにあってれば全ての所に指名をするわけで、これは一般競争入札という形になります、条件がクリアしているのに指名をしないということは有り得ないわけですからそれはしない。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 制限付一般競争入札であれば条件クリアすれば当然一般競争入札そのものは不特定多数が参加できるものでより広い入札が出来ます、確認したいんですが指名入札願い、つまり町の参加業者の中の名簿に入っていること、こういうの外しても今後ええんじゃないかと思うんですけど如何でしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町が審査をする場合に指名願いがあって、その指名願いの書の中に色々と会社の概要、経審点数出てるわけですが、それは応募する業者にとってはまず町の方には手続きは少なくとも取っとく、いただくと言う事、全くそういうこともしない業者を来たら何処でも入れるというのはちょっと逆に発注する側の責任として如何なものかと思うんですけど、現在の中では殆ど仕事を公共事業を展開している業者はそういう手続きをちゃんと取るというのは常識でやっていますから、問題は今のカタチで問題ないと思っています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員

4番（岡本義次君） この入札が最終発注になるんかどうか、未だ附帯工事が後から出てくるのかが一点、9社指名の内入札率が幾らであったんあかと言う2点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください、担当課長。

建設課長（野村正明君） 工事につきましては、町長御説明申上げましように最終の入札でございます、予定価格の84%強でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか、他にございませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、6番金谷議員。

6番（金谷英志君） この度の公募型指名競争入札の応募資格の中に〔2〕として平成18年19年度佐用町建設工事入札参加資格名簿に登載されているとあるんですけども、19年度が入っている理由は何でしょうか、19年度は未だですが。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文） 指名願い受付ける場合、今年18年度受付けておりますのでこの期間が2年間という有効期限と言いますか、こういう関係で18、19という形でもたしていただいております。

議長（西岡 正君） はい、6番金谷議員。

6番（金谷英志君） そしたら19年度入れんでも、18年度自然に2年間の期間があるんでしたら、18年度だけでええということですね

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文） 確かに言われるとおりなんです、受付期間というかたちで18、19となっておりますのでそういう示しかたをしておるのが現状です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、7番松尾議員。

7番（松尾文雄君） 計画平面図の部分でこれが完成した暁ですよ、この下側は今現

在農道かと思うんですけども、あれ町道ですか、農道ですか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 町長説明しましたように、原円光寺線で町道でございます。  
このグリーンの色のことでしょ。

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） 5mからの道ですから、今までは車通り抜けが出来ないような橋で  
したよね、今度は自由に通れるということですよ。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） そういうことでございます、全幅5mでございます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、17番山田議員。

17番（山田弘治君） 今回の工事につきましては特殊技術が入るということで9社の業  
者指名がされた結果、今回提案の業者が落とされたということですけども、関連で  
ちょっとお聞きしたんですけども、先般行われました旧上月町の中の大日山の分  
で金額が600万円か500万円だと思うんですが町外業者が指名されておったと聞いて  
おるんですが現在絶対量が少ない中で何故町内業者が、町外業者を指名するに至っ  
たかということについてお聞きをしたいと思いますけども。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町外業者というということではなかったんですけども、町内に営  
業所を持たれて、そのところで登録されていたということです。こちらに本拠地  
がなくてただ営業所の営業、工事は実際にはそれぞれの本社から来るということ  
であれば、町内の仕事も少ない状況のなかで町内業者の本当の町内で仕事をされてい  
る人の育成ということからみて好ましくない、営業所だけを置いている企業につ  
いては、当然営業所を置かれているということはそこで法人税も支払われて税金も  
納めておられますから全く町外の業者という訳でないんですけども、その取扱につ  
いては本来の地元で、町内に本拠地をおいて事業されている業者とはまた差をつけ  
た取扱しなきゃいけないというふうには当然思っております。前回指名委員会の中  
でその辺の取扱について過去の実績なり、実際にどういう状況だったか、指名委員  
の中でまだ合併直後ということで審査について若干その辺がわかり難かったという  
点があったと思っております。その後はその辺はよく審査をして指名するようにと  
指示しております。

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17 番(山田弘治君) 町長答弁で是非とも絶対量がない時期的にか分かりませんが、出来れば地元の方を優先的に指名にさせていただくと、入れていただくということをお願いしておきます。

議長(西岡 正君) はい、答弁よろしいですね。

〔敏森君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、敏森議員。

9 番(敏森正勝君) この契約につきましてはこれでいいんか分かりませんが、平面図だけちょっと見させていただきますと、吉永下徳久線になるんですかねこの分につきましては、この橋を中心にしてかまぼこ型にしようということになっておるだろうと思います、下側の方の分につきましては上側よりも少し短いでないかなと、上側の所の部分の丁度起点の部分になりますと家の丁度真前、角っこの所が長いんでないかな、この家との取り合わせの部分がこれで旨いくのかどうかと考えられるんですが、これは永久的なものでありますんでこの家の了解といいますか協議といいたいでしょうか、そこら辺もうまく出来ているのかどうかと思います。家の部分を通りすぎた状況の部分ではうまくいかないのかどうか思ったりしますんで、旨く考えていただいたらどうかと思うんですが、道自体は現道にしますとだいたい平行のような状況に見えるだろうと思う、ここまで伸ばさなければいけないのかどうかと感じたのでお聞かせ願いたい。

議長(西岡 正君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) 御指摘の県道に取り合いでございますけど当然橋を新設するとなりますと、この場合右岸ですが県道部分が上下流に約 184mこの取り合い道路を復旧しなければなりません、幅員については現道の 5.5mでまた歩道も付ける訳でけども、議員御指摘の分につきましては地元調整なりをして、経た実施でございますので問題ないと思っておりますけどももう一度詳細に検討して異論のないよう図りたいと思います。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか、先程新田議員回数で制限したんですが、よろしいですか、ありませんか。他にございませんか。

〔質疑なし と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします、これより本案について討論に入ります、討論ございますか、

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ないようですから、これで本案についての討論を終結いたします、これより本案について採決にはいります。議案第 154 号 工事請負契約の締結について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立 全員〕

議長（西岡 正君） 起立全員であります、よって本案は可決いたしました。

議長（西岡正君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

今期臨時会に付議されました案件は、終了いたしましたので、閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

『異議なしの声』

ご異議ないと認めます。

よって、第 8 回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

---

閉会 午前 11 時 03 分

---

【議長あいさつ】

閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げたいと思っております。先程来より 2 件の案件が提案されたわけでございますけれども、熱心に質疑等行われまして適切妥当な答えが出たんでないかなと思っております。これから梅雨は明けましてこれから本格的な夏を迎えます、暑い日が続くわけでありますけれども議員各位におかれましては体調に充分御留意され議員活動にお励みいただきたいと思います。また町当局におかれましては先程冒頭にお話申上げましたように、この前の水害で風倒木が河川にかなり流れておりますのでございましてので台風の時期でもございまして充分把握され住民が安心して暮らせるまちづくりのために尚一層の力添えを賜りますようお願いを申上げまして終わりたい。

【町長あいさつ】

提案させていただきました議案につきましてそれぞれ御承認いただきましてありがとうございます。色々と御指摘なり御意見賜りまして今後事業の実施につきましてその点つきまして充分注意しながら進めてまいりたいと思っております、どうぞよろしくお願い致します。

---